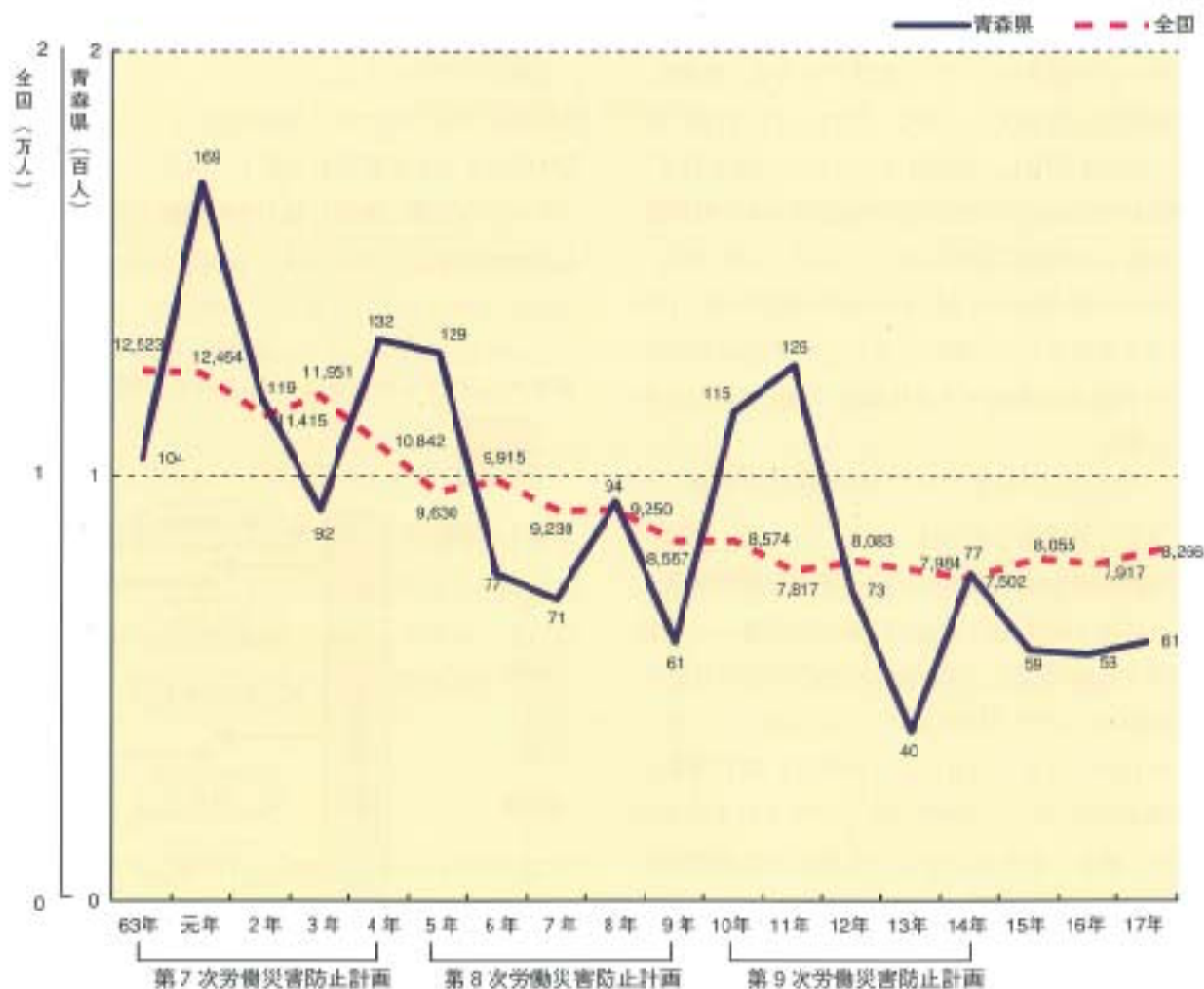


業務上疾病者数

平成17年は、全国及び青森県とも前年に比べ微増であった。青森県の業務上疾病の発生状況として、腰痛、じん肺症及びじん肺合併症が前年に比べ減少し、その他の疾病の割合が高くなっている。

(1) 総件数



(2) 疾病別件数 (青森県)

疾病 \ 年	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
腰痛	78	84	43	64	57	76	46	35	31	24	51	51	44	21	40	32	21	17
じん肺症及び じん肺合併症	6	4	4	5	3	0	5	2	11	4	5	10	2	1	9	9	11	7
疾病合計	104	169	119	92	132	129	77	71	94	61	115	126	73	40	77	59	58	61

平成18年死亡災害の概要（9月12日現在）

青森労働局労働基準部安全衛生課

Nc.1

発生日時 18. 2. 13 13時30分

発生状況 河岸排水路におけるU字溝（長さ1m、幅2m、高さ2m、重量2.8t）の設置作業において、U字溝を設置する排水路内の基礎コンクリートのはつりの必要が生じ、排水路内ではつり作業の準備をしていたところ、3.2m上方の雪上に仮置きしていたU字溝が滑落し、排水路内にいた労働者が下敷きとなった。

Nc.2

発生日時 18. 3. 9 15時40分

発生状況 立木（杉）の伐採作業において、チェーンソーを使用し伐倒木の枝払いをしていたところ、同僚の伐倒した木（根元直径58cm、長さ24.5m）の枝が頭部に当たり、その衝撃で押し倒され、枝払いをしていた伐倒木に頭部を打ち付けた。

Nc.3

発生日時 18. 7. 11 12時00分

発生状況 最大荷重1.5tのフォークリフトの運転者が冷凍庫内の荷卸し作業に際し、フォークリフト運転席から離れて作業中、マストとヘッドガードとの間にガードに後頭部を預けた立位の姿勢で挟まれた。

Nc.4

発生日時 18. 7. 25 12時50分

発生状況 国有林内の天然木の択伐作業において、立木（ヒバ、樹高18.7m、胸高直径89.2cm）をチェーンソーにより伐倒したところ、伐倒予定方向と異なる方向に立木が倒れ、伐倒した木の下敷きとなった。

Nc.5

発生日時 18. 8. 3 16時00分

発生状況 放牧中の牛一匹が行方不明となっていたため、被災者が不整地運搬車（農業機械化促進法第2条1項に規定する農業機械の適用）を運転して捜していたところ、段差のある傾斜地で車両が横転し振り落とされた。

Nc.6

発生日時 18. 8. 5 16時30分

発生状況 鋼管杭3本を溶接して打設する作業中、No.25の上杭を移動式クレーンで掘え付けたところ、上杭が完全な鉛直とならなかったため、それを修正しようと傾いた側を溶接で仮止めし、玉掛けの合図により反対方向へ移動式クレーンを旋回し調整しようとしたところ、No.25の上杭が外れNo.24の中杭と上杭の溶接作業を行っていた被災者が杭に激突された。

青森県最低賃金改正のお知らせ

青森県最低賃金

時間額：**610**円

ねえ、みんな この金額に目を留めて！

効力発生日は平成18年10月1日となります。

ただし、次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

除外賃金

- (1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 臨時に支払われる賃金
- (5) 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与・期末手当など)
- (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

■最低賃金の適用除外■

次に該当する労働者について、所轄労働基準監督署長を経由して青森労働局長に申請し、許可を受けた場合には、最低賃金の適用が除外されます。

- ◆ 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ◆ 試用期間中の者
- ◆ 職業能力開発促進法により職業訓練を受ける者のうちの一定の者
- ◆ 軽易な業務に従事する者、又は断続的労働に従事する者

■労働者への周知義務等■

- ◆ 使用者は、最低賃金について常時作業場の見やすい場所に掲示するほか、その他の方法で労働者に周知しなければなりません。
- ◆ 最低賃金の適用除外の許可を受けた場合を除き、最低賃金以上の賃金を支払わなかったり、労働者への周知をしなかったときは、最低賃金法により処罰されることがあります。

※ 照会、相談は

◇ 青森労働局賃金室	TEL 017-734-4114
◇ 青森労働基準監督署	TEL 017-734-4444
◇ 弘前労働基準監督署	TEL 0172-33-6411
◇ 八戸労働基準監督署	TEL 0178-46-3311
◇ 五所川原労働基準監督署	TEL 0173-35-2309
◇ 十和田労働基準監督署	TEL 0176-23-2780
◇ あつ労働基準監督署	TEL 0175-22-3136

青森労働局のホームページ (<http://www.somoriplb.go.jp/>) でもご覧いただけます。

●青森県最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲
青森県最低賃金 時間額 610円 (平成18年10月1日発効)	産業や職種に関わりなく県内で働く常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。 ただし、下記の産業別最低賃金が適用されるものは除きます。

●青森県産業別最低賃金

最低賃金の件名	適用範囲	適用除外（上記の青森県最低賃金が適用されます）
鉄鋼業 時間額 726円 (平成17年12月21日発効)	鉄鋼業。 ただし、高炉による製鉄業及び表面処理鋼材製造業は除かれます。	1. 18歳未満又は65歳以上の労働者 2. 雇入れ後6ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3. 清掃、片付け又は随いの業務に主として従事する労働者
電気機械器具、 情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業 時間額 669円 (平成17年12月21日発効)	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び電子部品・デバイス製造業。 ただし、電球・電気照明器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業及び医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）は除かれます。	1. 18歳未満又は65歳以上の労働者 2. 雇入れ後6ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3. 清掃、片付け、防い、運搬又は警備の業務に主として従事する労働者 4. 部分品・機器等の組立て又は加工業務のうち、小型電動工具又は手工具を用いて行うかしめ、バリ取り、巻線、穴あけ、部分品の取付け又は小型機器の簡易な操作に主として従事する労働者
各種商品小売業 時間額 664円 (平成17年12月21日発効)	各種商品小売業 (衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所)。	1. 18歳未満又は65歳以上の労働者 2. 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3. 清掃、片付け又は随いの業務に主として従事する労働者
自動車小売業 時間額 703円 (平成17年12月21日発効)	自動車（新車）小売業、中古自動車小売業、自動車部品・付属品小売業。 ただし、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）は除かれます。	1. 18歳未満又は65歳以上の労働者 2. 雇入れ後3ヶ月未満であって、技能習得中の労働者 3. 清掃、片付け、洗車又は随いの業務に主として従事する労働者